

## ホワイトキューブ イベント鑑賞会 規約

### (名 称)

第1条 本会は、「ホワイトキューブ イベント鑑賞会」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、公益財団法人白石市文化体育振興財団（以下「財団」という）が、ホワイトキューブで行う文化体育事業を通し、市民の文化体育の向上及び振興に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 鑑賞会・講演会等の開催案内
- (2) その他目的を達成するために必要な事業

### (会 員)

第4条 本会は、前条の項目に賛同の上、財団に所定の入会の申込をし、会費を納入したもの(以下「会員」という)をもって組織する。

2. 会員は、個人会員と法人会員とする。
3. 会員の有効期限は、入会した日から翌年3月末日までとし、翌年度以降自動継続するものとする。

### (会 費)

第5条 会費は次のとおりとする。

- (1) 個人会員 年会費 2,000円/口
- (2) 法人会員 年会費 10,000円/口
- (3) 財団が定めた方法により納入する

### (会員証)

第6条 会員には入会完了時に会員証を発行する。発行した会員証は、会員期間が満了するかまたは退会手続きがなされるまでは会員資格を証するものとする。ただし、第11条に定める事由により会員資格を喪失した場合はこの限りではない。

2. 会員証は、会員本人のみ利用できるものとする。

### (特 典)

第7条 会員は、次の特典を受けられる。

- (1) 財団が指定する公演等への入場券の優先販売
- (2) 財団が指定する公演等の入場料の割引
- (3) 財団が運営する施設のうち指定する施設で利用できるクーポンの配布
- (4) その他財団が定めた特典

### (会員証の紛失・盗難)

第8条 会員は、会員証を紛失または盗難にあったときは直ちに届け出るものとする。

2. 会員が紛失、盗難、その他の事由により会員証を他人に利用されることにより生じた損害について、財団はその責を負わない。

### (届出事項の変更)

第9条 会員は、申込書の記載事項に変更が生じた場合、直ちにその内容を財団に届け出

るものとする。

2. 会員は前項の届出がないために、財団からの送付物等が延着または不到着となっても、財団に異議を申し立てることができない。

(退 会)

第10条 会員の都合により退会するときは、財団に退会の届出をするとともに、会員証を返却するものとする。なお、会員期間の途中で退会する場合であっても、会費は返却しないものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 財団は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員の資格を取り消すことができる。

- (1) 入会時に虚偽の申告があったとき
- (2) 会費、チケット代金の支払いを怠ったとき
- (3) 他人に会員証を転貸するなど、会員としてふさわしくない行為があったとき
- (4) その他、本会の運営に支障があるとき

(規約の変更)

第12条 本規約を改定した場合は、会員に通知するものとする。

(事務取扱)

第13条 本会の運営に関する事務取扱は、財団が行うものとする。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、財団が別に定めるものとする。

附則 令和8年6月1日より、本改訂版を施行する。

**【特 典】**

1. チケットの優先販売

会員発売日から優先的にチケット購入及び電話予約が可能

※優先期間中は個人会員1口あたり2枚、法人会員1口あたり10枚までの制限あり

2. 公演等の入場料割引

1公演につき個人会員1口あたり2枚、法人会員1口あたり10枚まで入場料の10%割引で購入可能

3. クーポン配布

白石市文化体育活動センター(チケット購入に限る)にて使用できるクーポン(個人会員500円×2枚、法人会員500円×10枚)を配布

※期限は年度内とする